

高梁市は子育て世帯の 住宅リフォームを応援します



対象となる方

対象 世帯

子育て世帯・・・助成金の交付申請日において、15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者（出産予定の子を含む）を養育している世帯

※ただし、高梁市に5年以上定住する意思を持ち、市税等を完納していること

対象となる住宅

対象 住宅

- ① 申請者が所有（親等が所有する場合を含む）し、居住する住宅（リフォーム後に居住する場合を含む）
- ② 店舗等の併用住宅については、居住部分のみが対象
- ③ 過去にこの助成金の交付を受けていない住宅で、住宅の建築に際し「高梁市定住促進住宅新築助成金」等の交付を受けていない住宅

対象となるリフォーム工事

対象 工事

- ① 住宅の維持又は機能の向上のために行う改修、修繕、模様替え、増築、設備改善等の工事について、建築業者等（個人事業主を含む）が施工するもの
- ② 対象工事費（消費税を含む）が**100万円以上**であるもの
- ③ 助成金の交付決定後に着手し、交付決定を受けた年度内に工事を完了できるもの

助成金の額

助成 金額

市内業者施工

- | | | |
|------------|------------------|-----------------|
| ① 三世帯同居の場合 | 工事費の 1/10 | 上限 100万円 |
| ② ①以外の場合 | 工事費の 1/10 | 上限 50万円 |

市外業者施工

- | | | |
|------------|------------------|----------------|
| ① 三世帯同居の場合 | 工事費の 1/20 | 上限 50万円 |
| ② ①以外の場合 | 工事費の 1/20 | 上限 25万円 |

注）過去に高梁市住宅リフォーム事業費補助金又は高梁市定住促進空き家活用事業助成金の交付を受けている場合は、補助限度額から当該交付額を差し引いた額が上限額となります

申請手続き

申請 手続

リフォーム工事の着手前に、次の書類を揃えて申請してください

必要書類：申請書、実施計画書（別紙様式1）、誓約書（別紙様式2）、住民票謄本（続柄・本籍地記載のもの）（市外在住者のみ）、見積書・設計図等、着手前の状況写真

【お問合せ先】 高梁市役所 住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

高梁市は住宅金融支援機構と連携しています。※当初5年間、年0.25%引き下げ
詳しくは **住宅金融支援機構中国支店**（TEL：082-221-8654）へ



最大210万円!!

高梁市は若い世代の
マイホーム取得を応援します

対象となる方

- ・子育て世帯、若しくは40歳以下の方で過去にこの助成金の交付を受けていない者
- ※子育て世帯…助成金の交付申請日において、15歳に達する日以後の最初の4月1日までの間にある者（出産予定の子を含む）を養育している世帯

住宅を新築する場合

用地
取得住宅
新築延べ床面積が70㎡以上の
住宅が対象住宅用地の購入代金の **1/10** 上限 **100** 万円

【対象となる用地取得】

- ・購入代金が**200万円以上**であるもの
- ・既に取得済みの場合は取得から**3年以内**であるもの

市内業者	市内に事業所を有する建築業者等が新築を施工	
	① 三世代同居及び近居による場合	100 万
	② ①以外で子育て世帯の場合	80 万
	③ 上記①②以外の場合	50 万

市外業者	市外に事業所を有する建築業者等が新築を施工	
	① 三世代同居及び近居による場合	50 万
	② ①以外で子育て世帯の場合	40 万
	③ 上記①②以外の場合	25 万

居住誘導区域 **10**万円加算

注) 助成金交付決定の年度の翌年度以内に登記を完了すること

※三世代同居とは、子育て世帯とその親世帯が同一住宅に居住することをいう

※三世代近居とは、子育て世帯とその親世帯が同一小学校区等に住居を有することをいう

中古住宅又は建売住宅を購入する場合

住宅
購入購入代金が**200万円**
以上のものが対象住宅の購入代金の **1/10**子育て世帯の場合 上限 **100** 万円その他の場合 上限 **50** 万円居住誘導区域 **10**万円加算

注) 助成金交付決定の年度内に登記を完了すること

申請手続き

申請時期：住宅新築 新築工事の請負契約後、**工事に着手する前**（用地取得を伴う場合は売買契約を完了していること）住宅取得 **住宅を取得（登記完了）する前**

必要書類：住宅新築 申請書、助成対象世帯確認書、誓約書、住民票謄本（続柄・本籍地記載のもの）（市外在住者のみ）、工事請負契約書の写し、住宅平面図、着工前の写真、（用地取得を伴う場合は土地売買契約書等）

住宅取得 申請書、助成対象世帯確認書、誓約書、住民票謄本（続柄・本籍地記載のもの）（市外在住者のみ）、売買契約書又は見積書の写し、住宅の全景写真

【お問合せ先】 高梁市役所 住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

高梁市は住宅金融支援機構と連携しています。※当初5年間、年0.25%引き下げ
詳しくは 住宅金融支援機構中国支店（TEL：082-221-8654）へ